

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（総務省）

項目名	電子帳簿等保存制度における総務大臣による時刻認証業務の認定制度の活用										
税目	所得税、法人税、消費税その他の国税										
要望の内容	<p>「時刻認証業務の認定に関する規程」に基づき総務大臣が認定する業務に関するタイムスタンプについて、国税関係書類に係るスキャナ保存制度において使用すべき電子計算機処理システムの要件として電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条第5項第2号ロ（注）の規定に基づきその国税関係書類の電磁的記録の記録事項に付与すべきものに位置づけること。</p> <p>（注）令和3年改正後の国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第2条第6項第2号ロ</p>										
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）	
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）									
（改正増減収額）	（	— 百万円）									

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>民間の認定制度に係るタイムスタンプに代わり、国による信頼性の裏付けを持った総務大臣認定の業務に係るタイムスタンプを電子帳簿等保存制度の要件に位置づけることにより、スキャナ保存による国税関係書類の電子化等を推進し、新型コロナウイルス感染防止に資するテレワーク等の推進を可能とする社会全体のデジタル化を進め、実空間とサイバー空間が高度に融合する Society5.0 の実現に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>(1)を実現するため、成長戦略フォローアップ及びデジタル社会の実現に向けた重点計画にも記載のとおり、タイムスタンプについては国による認定制度を電子帳簿保存法のような電子文書の保存に関する制度において有効な手段と位置づける必要がある。</p> <p>【成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） p21】</p> <p>1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備</p> <p>(9)サイバーセキュリティの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> データの改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み（トラストサービス）について、2021年度に以下の取組を行う。 <p>(略)</p> <p>ータイムスタンプについて、国による認定制度が電子文書の送受信・保存に関する法令において有効な手段となるよう、その利用の拡大に向けた施策を実施</p> <p>(略)</p> <p>【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定） p61】</p> <p>第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策</p> <p>8. 研究開発・実証の推進</p> <p>(2) データ活用を支える高度コンピューティング技術の研究開発 ・実証</p> <p>③データの耐改ざん性が高く証跡の確保に優れた技術</p> <p>データの存在証明を行うタイムスタンプについて、包括的データ戦略に基づき、トラストを担保する基盤の一つとして、社会実装を進める。</p>	
	今回 の 要 望 に 関 連	合理性

		政策目標の達成状況	—
有効性		要望の措置の適用見込み	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第3項の承認を受けている保存義務者へ適用される。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	適切な経過措置を設けながら、民間の認定制度に係るタイムスタンプに代わり国による信頼性の裏付けを持った総務大臣の認定に係るタイムスタンプを電子帳簿等保存制度に位置づけることにより、総務大臣認定の時刻認証業務に係るタイムスタンプの利用の拡大と、スキャナ保存による国税関係書類の電子化等の推進に資する。
相当性		当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本措置は、成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）やデジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）の内容と合致しており、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	今回が初めての要望である。	